

企業会計委員会 御中

9月29日で公表されました「排出権取引の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に関して、次のケースについての会計処理の取扱いについても記載して頂きたいと考えます。

ケース:

海外企業 A から CER の販売委託を受けた日本企業 B が、日本の国別登録簿上の自社保有口座に海外企業 A 所有の CER を一旦受け取り(預かり)、海外企業 A と CER の売買契約を締結した日本企業 C の保有口座に CER 移転を行う。

この場合、日本企業 C は、海外企業 A から CER を購入しているので、今回の「当面の取扱い(案)」に沿って、会計処理を すればよいと理解します。

しかし、日本企業 B は CER を購入しておらず、単に海外企業 A から CER を預かっているだけですが、何らかの会計処理が 必要となりますか。必要な場合、どのような会計処理をするのかも、明確に記載頂ければと存じます。

なお、日本企業 B は売買契約を締結後、海外企業 A から仲介手数料等が入金されますが、この会計処理は通常の取引として 処理すればよいと理解します。

なお、上記コメントをさせて頂きましたのは、次のものです。

氏名: 岡本利彦

所属: シェルト レーディング 環境プロダクツ リエゾン